

■特定施設一覧表

特定施設の種類		規模要件等	騒音	振動	
金属加工機	イ	圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のものに限る。	○	
	ロ	製管機械	すべて	○	
	ハ	ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。	○	
	ニ	液圧プレス	矯正プレスを除く。	○	○
	ホ	機械プレス	騒音においては、呼び加圧能力が 294kN 以上のものに限る。	○	○
	ヘ	せん断機	・騒音においては、原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。 ・振動においては、原動機の定格出力が 1kW 以上のものに限る。	○	○
	ト	鍛造機	すべて	○	○
	チ	ワイヤーフォーミングマシン	振動においては、原動機の定格出力が 37.5kW 以上のものに限る。	○	○
	リ	ブラスト	タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。	○	
	ヌ	タンブラー	すべて	○	
	ル	切断機	といしを用いるものに限る。	○	
空気圧縮機及び送風機		原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。	○		
圧縮機		原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。		○	
土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。	○	○	
織機		原動機を用いるものに限る。	○	○	
建設用資材製造機械	イ	コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 m ³ 以上のものに限る。	○	
	ロ	アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200 kg 以上のものに限る。	○	
コンクリートブロックマシン		原動機の定格出力の合計が 2.95kW 以上のものに限る。		○	
コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械		原動機の定格出力の合計が 10kW 以上のものに限る。		○	
穀物用製粉機		ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。	○		
木材加工機	イ	ドラムバーカー	すべて	○	○
	ロ	チップパー	・騒音においては、原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。 ・振動においては、原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る。	○	○
	ハ	碎木機	すべて	○	

(裏面あり)

特定施設の種類		規模要件等	騒音	振動
木材加工機 械 (続き)	ニ	帯のこ盤	○	
	ホ	丸のこ盤		
	ヘ	かんな機	○	
抄紙機		すべて	○	
印刷機械		<ul style="list-style-type: none"> ・騒音においては、原動機を用いるものに限る。 ・振動においては、原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。 	○	○
ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機		カレンダーロール機以外のもので、原動機の定格出力が30kW以上のものに限る。		○
合成樹脂用射出成形機		すべて	○	○
鋳造型機		ジョルト式のものに限る。	○	○